

議案第75号

裁判上の和解について議決を求める件

裁判上の和解について、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、次のとおり議決を求める。

令和4年9月提出

鹿児島県知事 塩田康一

県は、鹿児島地方裁判所に係属中の事件に関し、次のとおり裁判上の和解を行うものとする。

1 事件名

鹿児島地方裁判所令和3年（ワ）第79号損害賠償請求事件

2 和解をする相手方の住所及び氏名又は住所並びに名称及び代表者の氏名

(1) 原告である相手方（以下「原告相手方」という。）

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

(2) 被告である相手方（以下「被告相手方」という。）

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

3 事件の内容及び裁判の経過

(1) 原告相手方は、平成30年2月21日に霧島市国分野口北の市道交差点において警察官の交通誘導が一因となって発生した交通事故（以下「本件事故」という。）により、原告相手方のうち [REDACTED] 及び [REDACTED] の子である訴外亡 [REDACTED] が死亡したこと等に関し、令和3年2月18日に鹿児島地方裁判所に、県並びに本件事故の当事者である訴外亡 [REDACTED] の配偶者及び子らである被告相手方を被告とする損害賠償請求訴訟を提起した。

(2) 訴訟の提起以来、同裁判所において審理されてきたが、令和4年7月4日に裁判官から和解勧告がなされたものである。

4 和解の内容

(1) 原告相手方のうち [REDACTED] と被告相手方は、被告相手方が原告相手方のうち [REDACTED] の令和

2年2月7日までの治療費として903,718円を支払ったことを確認する。

- (2) 県は、原告相手方に対し、本件事故による損害賠償債務として、次のとおり合計36,339,591円の支払義務があることを認める。
- ア 原告相手方のうち [REDACTED] に対し16,593,750円
- イ 原告相手方のうち [REDACTED] に対し18,508,341円（うち1,914,591円は原告相手方のうち [REDACTED] の人身損害に対する損害賠償）
- ウ 原告相手方のうち [REDACTED] に対し1,237,500円
- (3) 被告相手方のうち [REDACTED] は、原告相手方に対し、本件事故による損害賠償債務として、次のとおり合計13,680,205円の支払義務があることを認める。
- ア 原告相手方のうち [REDACTED] に対し6,453,124円
- イ 原告相手方のうち [REDACTED] に対し6,745,832円（うち292,705円は原告相手方のうち [REDACTED] の人身損害に対する損害賠償）
- ウ 原告相手方のうち [REDACTED] に対し481,249円
- (4) 被告相手方のうち [REDACTED], [REDACTED] 及び [REDACTED] は、原告相手方に対し、本件事故による損害賠償債務として、次のとおりそれぞれ合計4,560,068円（3者合計13,680,204円）の支払義務があることを認める。
- ア 原告相手方のうち [REDACTED] に対し2,151,042円
- イ 原告相手方のうち [REDACTED] に対し2,248,609円（うち97,568円は原告相手方のうち [REDACTED] の人身損害に対する損害賠償）
- ウ 原告相手方のうち [REDACTED] に対し160,417円
- (5) 県は、原告相手方に対し、(2)の金員合計36,339,591円（内訳：訴外亡 [REDACTED] の死亡に対する損害賠償として33,187,500円、原告相手方のうち [REDACTED] の人身損害に対する損害賠償として1,914,591円、原告相手方のうち [REDACTED] の物損に対する損害賠償として1,237,500円）を令和4年11月17日限り、指定口座に振り込む方法により支払う。この振込手数料は、県の負担とする。
- (6) 被告相手方は、原告相手方に対し、(3)及び(4)の金員合計27,360,409円（内訳：訴外亡 [REDACTED] の死亡に対する損害賠償として25,812,500円、原告相手方のうち [REDACTED] の人身損害に対する損害賠償として585,409円、原告相手方のうち [REDACTED] の物損に対する損害賠償として962,500円）を令和4年11月17日限り、指定口座に振り込む方法により支払う。この振込手数料は、被告相手方の負担とする。
- (7) 原告相手方は、その余の請求をいずれも放棄する。
- (8) 原告相手方、県及び被告相手方は、原告相手方と県及び被告相手方との間並びに県と被告相手方との間には、本件事故に関し、本和解条項に定めるものほかに何らの債権債務のないことをそれぞれ相互に確認する。
- (9) 訴訟費用は、各自の負担とする。

5 和解の理由

職務上の注意義務違反があつたこと及び裁判官から和解勧告がなされていることを踏まえ、
本件事件の早期解決を図ろうとするものである。

(提案理由)

鹿児島地方裁判所令和3年(ワ)第79号損害賠償請求事件について、裁判上の和解をしよう
とするものである。